変圧器の耐用年数について

交付規程第８条第十四号で規定する減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とは、同省令別表第二　機械及び装置の耐用年数表　（番号）３１（設備の種類）電気業用設備（細目）その他の設備の 22 年となります。

交付規程第８条第十三号及び完了実績報告書と経理処理の手引き 2-5. プレート等の貼付について　に基づき作成する財産プレート（ラベル）の財産処分制限期間につきましては、上記に基づき（２２年間）と記載してください。

【参考】

昭和四十年大蔵省令第十五号　減価償却資産の耐用年数等に関する省令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015_20240401_506M60000040030